

岩手県告示第 70 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 2 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 重茂半島線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市重茂第 1 地割 5 番 3 地先から 8 番 1 地先まで	新	m 11.0~5.8	m 93.0
	旧	10.4~5.8	93.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 2 月 5 日から同年 3 月 5 日まで

- 2 (1) 道路の種類 一般国道

- (2) 路線名 283 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市宮守町下宮守 21 地割 106 番 12 地先から 18 地割 151 番 3 地先まで	新	m 53.0~16.8	m 700.0
	旧	40.1~11.9	700.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター

イ 期間 平成 20 年 2 月 5 日から同年 3 月 5 日まで